

容器包装廃棄物に係る分別収集計画

(第 11 期)

令和7年6月

湖北広域行政事務センター

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2～3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の種類区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5～7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9～12
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	13

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場で役割を履行していくことが重要である。

湖北広域行政事務センター(以下「センター」という。))は、長浜市、米原市の一般廃棄物の収集及び処理を共同処理している一部事務組合である。

管内のごみに関する業務内容は、収集体制、中間処理施設及び最終処分場の整備を図り、管内で発生する一般廃棄物の適正処理・処分に努めるとともに、資源ごみ(現在11種類分別)の分別収集や粗大ごみ、不燃ごみ中の金属類に加え、令和3年4月からは粗大ごみとして搬入された羽毛布団のリサイクル、令和3年9月からは落じん灰のリサイクルにも取り組み、資源化を行っている。

このような状況の中、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。また、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進によって、容器包装廃棄物の4Rを推進することで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

※この分別収集計画でいうクリスタルプラザ管内と伊香クリーンプラザ管内は次のとおりとする。

クリスタルプラザ管内 : 長浜市(旧伊香地域除く)、米原市

伊香クリーンプラザ管内: 長浜市(旧伊香地域)

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 地域特性を活かした「省資源・資源循環型社会」の構築
- (2) 「省資源・資源循環型社会」にふさわしい中間処理施設の整備
- (3) 関係者(住民・事業者・構成市・センター)が一体となったごみの排出抑制とリサイクルの推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	10,664.0t	10,590.9t	10,517.8t	10,444.7t	10,371.5t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

【湖北広域行政事務センターの方策】

- (1) 広報『湖北広域だより』の発行やホームページ、ごみ分別アプリを通じて、市民に広く情報を発信する。
- (2) 積極的に施設見学を受け入れ、環境学習の拠点としてごみ処理に対する理解を促進する。
- (3) 自治会、各種団体等の地域による研修会の機会と場所を利用し、ごみ処理の現状及びごみの減量化と再資源化に対する意識の啓発を行うとともに、主体的な協力を強く働きかけていく。
- (4) 事業者へのごみ減量・リサイクルの情報提供を行う。
- (5) 可燃ごみの組成分析を行い、可燃ごみ内のリサイクルできる容器包装の割合を調査するとともに、広報紙等を通して周知し、分別排出を促す。

《構成市における方策》

【長浜市】

(1) 環境推進員の育成

- ① 地域のリーダーである各自治会の環境推進員に、ごみの減量・資源のリサイクルなどの環境問題に対する関心をさらに深めていただき、地域での活動に役立てていただくため、環境推進員ガイドブックの配布を行う。

(2) ごみ減量化及び再資源化の啓発活動

- ① 市広報「広報ながはま」やホームページを通じて、ごみの減量化、資源のリサイクルに関する啓発を実施する。
- ② 自治会・団体等に対して行政出前講座を開催し、市民の適正な分別・排出の周知徹底を図る。
- ③ 各種イベント時において、ごみの減量化、再資源化に関する啓発を実施する。

【米原市】

(1) ごみ減量化及び再資源化の啓発活動

- ① 公共施設にウォーターサーバーを設置し、マイボトルの利用促進によるごみの削減を実施する。
- ② 自治会・各種団体へごみゼロ大作戦など地域の清掃活動や「出前講座」の環境メニューを活用し分別・排出の周知徹底を図る。
- ③ 広報「まいばら」、ホームページ及びCATV等を活用し、ごみ減量化、再資源化に関する啓発を実施する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		空き缶・スプレー缶類
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	無色のガラスびん 茶色のガラスびん その他有色のガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装で上記以外のもの		発泡スチロール
		プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

湖北広域行政事務センター

【単位：t】

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	145.6 t		144.6 t		143.6 t		142.6 t		141.6 t	
主としてアルミ製の容器	68.1 t		67.6 t		67.2 t		66.7 t		66.2 t	
無色のガラス製容器	(合計) 293.6 t		(合計) 291.6 t		(合計) 289.5 t		(合計) 287.5 t		(合計) 285.5 t	
	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 293.6 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 291.6 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 289.5 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 287.5 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 285.5 t
茶色のガラス製容器	(合計) 269.4 t		(合計) 267.5 t		(合計) 265.7 t		(合計) 263.8 t		(合計) 262.0 t	
	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 269.4 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 267.5 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 265.7 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 263.8 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 262.0 t
その他のガラス製容器	(合計) 118.8 t		(合計) 117.9 t		(合計) 117.1 t		(合計) 116.3 t		(合計) 115.5 t	
	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 118.8 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 117.9 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 117.1 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 116.3 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 115.5 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	45.0 t		44.7 t		44.4 t		44.1 t		43.8 t	
主として段ボール製の容器	815.3 t		809.8 t		804.3 t		798.7 t		793.2 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 41.4 t		(合計) 41.1 t		(合計) 40.8 t		(合計) 40.5 t		(合計) 40.2 t	
	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 41.4 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 41.1 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 40.8 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 40.5 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 40.2 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 296.9 t		(合計) 294.8 t		(合計) 292.8 t		(合計) 290.8 t		(合計) 288.8 t	
	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 296.9 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 294.8 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 292.8 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 290.8 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 288.8 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 894.9 t		(合計) 888.9 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡)量 864.4 t	(独自処理)量 30.5 t	(引渡)量 858.6 t	(独自処理)量 30.3 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 0.0 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 0.0 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 0.0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 7.6 t		(合計) 7.6 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 7.6 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 7.6 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 0.0 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 0.0 t	(引渡)量 0.0 t	(独自処理)量 0.0 t

長 浜 市

【単位：t】

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	108.1 t		107.2 t		106.3 t		105.4 t		104.6 t	
主としてアルミ製の容器	52.1 t		51.7 t		51.3 t		50.9 t		50.4 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	221.7 t		219.9 t		218.1 t		216.3 t		214.5 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	221.7 t	0.0 t	219.9 t	0.0 t	218.1 t	0.0 t	216.3 t	0.0 t	214.5 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	202.8 t		201.1 t		199.5 t		197.8 t		196.2 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	202.8 t	0.0 t	201.1 t	0.0 t	199.5 t	0.0 t	197.8 t	0.0 t	196.2 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	90.9 t		90.1 t		89.4 t		88.7 t		87.9 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	90.9 t	0.0 t	90.1 t	0.0 t	89.4 t	0.0 t	88.7 t	0.0 t	87.9 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	32.6 t		32.4 t		32.1 t		31.8 t		31.6 t	
主として段ボール製の容器	592.0 t		587.2 t		582.4 t		577.6 t		572.8 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	29.6 t		29.4 t		29.1 t		28.9 t		28.6 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	29.6 t	0.0 t	29.4 t	0.0 t	29.1 t	0.0 t	28.9 t	0.0 t	28.6 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	214.8 t		213.1 t		211.3 t		209.6 t		207.8 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	214.8 t	0.0 t	213.1 t	0.0 t	211.3 t	0.0 t	209.6 t	0.0 t	207.8 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	632.7 t		627.6 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	609.4 t	23.3 t	604.5 t	23.1 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5.8 t		5.8 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	5.8 t	0.0 t	5.8 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

米 原 市

【単位：t】

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	37.6 t		37.4 t		37.3 t		37.2 t		37.1 t	
主としてアルミ製の容器	16.0 t		15.9 t		15.9 t		15.8 t		15.8 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	71.9 t		71.7 t		71.5 t		71.2 t		71.0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	71.9 t	0.0 t	71.7 t	0.0 t	71.5 t	0.0 t	71.2 t	0.0 t	71.0 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	66.6 t		66.4 t		66.2 t		66.0 t		65.8 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	66.6 t	0.0 t	66.4 t	0.0 t	66.2 t	0.0 t	66.0 t	0.0 t	65.8 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	27.9 t		27.8 t		27.7 t		27.6 t		27.5 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	27.9 t	0.0 t	27.8 t	0.0 t	27.7 t	0.0 t	27.6 t	0.0 t	27.5 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	12.4 t		12.3 t		12.3 t		12.3 t		12.2 t	
主として段ボール製の容器	223.3 t		222.6 t		221.8 t		221.1 t		220.4 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	11.8 t		11.7 t		11.7 t		11.6 t		11.6 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	11.8 t	0.0 t	11.7 t	0.0 t	11.7 t	0.0 t	11.6 t	0.0 t	11.6 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	82.0 t		81.8 t		81.5 t		81.2 t		81.0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	82.0 t	0.0 t	81.8 t	0.0 t	81.5 t	0.0 t	81.2 t	0.0 t	81.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	262.1 t		261.3 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	254.9 t	7.2 t	254.1 t	7.2 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1.8 t		1.8 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0 t	1.8 t	0.0 t	1.8 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝ 過去5年間の1人当たりの年間排出量の見込み×人口見込み

また、人口推計は構成市の人口ビジョンを元に次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
146,444人	145,440人	144,436人	143,432人	142,427人
(対前年度比) 99.32%	(対前年度比) 99.31%	(対前年度比) 99.31%	(対前年度比) 99.30%	(対前年度比) 99.30%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、委託業者によって収集を行う。収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について次に示す。

センターと構成市のごみ収集に関する業務分担

構成市には「ごみステーションまでのごみの排出抑制、分別の徹底、リサイクル活動の推進等に係る住民等への指導・啓発に関する事務」があり、センターは「ごみステーションからの収集運搬業務に関する事務」という業務分担により現在の分別収集を実施しており、容器包装廃棄物の分別収集に関しても同様の業務分担により実施していくものとする。

■分別収集の実施主体

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶 スプレー缶類	センター委託業者による定期回収	民間業者
	アルミ缶製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	ガラスびん	センター委託業者による定期回収	クリスタルプラザ (クリスタルプラザ管内分) 伊香クリーンプラザ (伊香クリーンプラザ管内分)
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック	センター委託業者による定期回収	クリスタルプラザ
	段ボール	ダンボール	センター委託業者による定期回収	民間業者
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	センター委託業者による定期回収	民間業者
	白色トレイ	発泡スチロール	センター委託業者による定期回収	クリスタルプラザ
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	センター委託業者による定期回収	クリスタルプラザ

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

○令和9年度まで

クリスタルプラザ管内から排出されたガラスびんはクリスタルプラザ内のストックヤードに保管。

伊香クリーンプラザ管内から排出されたガラスびんは伊香クリーンプラザ内のストックヤードに保管。

紙パックは、クリスタルプラザ内のストックヤードに保管。

空き缶・ペットボトル・古紙は直接民間業者へ引き渡し。

白色トレイ(発泡スチロール)は、クリスタルプラザ内で選別・減容(インゴット)化を行い保管。

その他プラスチック製容器包装については、クリスタルプラザ内で選別・圧縮・梱包を行い保管。

○令和10年度から

クリスタルプラザ・伊香クリーンプラザ管内から排出されたガラスびん、紙パックは新一般廃棄物処理施設(エコパーク湖北)内のストックヤードに保管。空き缶・ペットボトル・古紙は直接民間業者に引き渡し。

■分別収集に必要な施設計画を下表に示す。

クリスタルプラザ管内

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶・スプレー缶類	折りたたみ式かごネット	パッカー車	民間業者
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	無色びん	プラスチックコンテナ	パッカー車	クリスタルプラザ ストックヤード (クリスタルプラザ管内分) 伊香クリーンプラザ ストックヤード (伊香クリーンプラザ管内分) (保管)
茶色ガラス製容器	茶色びん	プラスチックコンテナ	パッカー車	
その他の色のガラス製容器	その他有色びん	プラスチックコンテナ	ドライバン車	
飲料用紙容器	紙パック	折りたたみ式かごネット	ドライバン車	クリスタルプラザ ストックヤード (保管)
段ボール	ダンボール	縛る	パッカー車	民間業者
その他の紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	折りたたみ式かごネット	パッカー車	民間業者
白色トレイ	発泡スチロール	折りたたみ式かごネット	ドライバン車	クリスタルプラザ (選別・減容・保管)
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	クリスタルプラザ (選別・圧縮梱包・保管)

■それぞれの段階における分別収集に必要な施設の計画は下表に示す。

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類・量等	施設等の仕様（形状、形式等） 及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 （現有施設状 況）
排出段階				
排出容器				
1.1 プラスチックコ ンテナ	a ガラスびん	仕様 材質：ポリプロピレン 容量：55 ^{リットル} 寸法：550mm×413mm×340mm コンテナの色 ・無 色→黄色コンテナ ・茶 色→茶色コンテナ ・その他→青色コンテナ	セン ター	全収集ステー ションで左記 の排出容器
1.2 折りたたみ式網 かご（蓋付）	b ペットボトル c 白色トレイ	仕様 材質：ポリエステル 容量：343 ^{リットル} 寸法：700mm×700mm×700mm	セン ター	全収集ステー ションで左記 の排出容器
1.3 折りたたみ式網 かご（蓋無）	d 空き缶・スプ レー缶類 （うち空き缶）	仕様 材質：ポリエステル 容量：343 ^{リットル} 寸法：700mm×700mm×700mm	セン ター	全収集ステー ションで左記 の排出容器
1.4 プラスチックコ ンテナ	d 空き缶・スプ レー缶類 （うちスプレー缶類）	仕様 材質：ポリプロピレン 容量：46.5 ^{リットル} 寸法：569mm×359mm×305mm	セン ター	全収集ステー ションで左記 の排出容器
1.5 折りたたみ式か ご（蓋付）	e 紙パック	仕様 材質：PEクロス 容量：64 ^{リットル} 寸法：400mm×400mm×400mm	セン ター	全収集ステー ションで左記 の排出容器
1.6 収集ネット袋 （資源ごみ回収 容器に入りきら ない場合）	bペットボトル c紙パック d空き缶 スプレー缶類 e紙パック	仕様 材質：ポリエステル 寸法：1000mm×800mm	セン ター	全収集ステー ションで左記 の排出容器
※fダンボールは、ひもで十字に縛ってステーションに排出する。 ダンボール以外の菓子箱など（ダンボールとして回収）は紙袋に入れてひもで十字に縛ってステーションに排出する。				
1.7 透明・半透明袋	gプラスチック製 容器包装	市販品（排出者が用意）	セン ター	全収集ステー ションで左記 の排出容器

2. 集積場所	a～f ガラスびん、ペットボトル、白色トレイ、空き缶、スプレー缶類、紙パック、ダンボール	資源ごみステーションを利用	自治会	
	g プラスチック製容器包装	可燃ごみステーションを利用（長浜市木之本地域・米原市旧伊吹町地域は、資源ごみステーションを利用）	自治会	

【運搬段階】

車輛の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	車両等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 現有施設状況
クリスタルプラザ管内				
専用車両				
パッカー車 ドライバン車	a ガラスびん	透明ガラスびん 車両種類 パッカー車 最大積載量 2,000kg 数 量 1台 茶色ガラスびん 車両種類 パッカー車 最大積載量 2,450kg 数 量 1台 その他有色ガラスびん 車両種類 ドライバン 最大積載量 2,900kg 数 量 1台	センター委託業者	平成7年4月から分別収集
	b ペットボトル	車両種類 パッカー車 最大積載量 1,950kg 数 量 1台	センター委託業者	平成11年4月から分別収集
	c 白色トレイ	車両種類 ドライバン 最大積載量 2,000kg 数 量 2台	センター委託業者	平成11年4月から分別収集
	d 空き缶 スプレー缶類	車両種類 パッカー車 最大積載量 1,900kg 数 量 1台	センター委託業者	平成11年4月から分別収集
	e 紙パック	車両種類 ドライバン 最大積載量 3,000kg 数 量 1台	センター委託業者	平成11年4月から分別収集
	f ダンボール	車両種類 パッカー車 最大積載量 2,500kg 数 量 1台	センター委託業者	平成14年4月から分別収集
	g プラスチック製容器包装	車両種類 パッカー車 最大積載量 2,000kg～2,750kg 数 量 11台	センター委託業者	平成16年4月から分別収集

伊香クリーンプラザ管内				
パッカー車 キャブオーバ	a ガラスびん	車両種類 キャブオーバ 最大積載量 1,750kg 数 量 1台	センター	平成9年4月か ら分別収集
	b ペットボトル	車両種類 パッカー車 最大積載量 2,250kg 数 量 1台	センター	平成9年4月か ら分別収集
	c 白色トレイ	車両種類 キャブオーバ 最大積載量 3,000kg 数 量 1台	センター	平成22年1月か ら分別収集
	d 空き缶 スプレー缶類	車両種類 キャブオーバ 最大積載量 1,750kg 数 量 1台	センター	平成9年4月か ら分別収集
	e 紙パック	車両種類 キャブオーバ 最大積載量 3,000kg 数 量 1台	センター	平成9年4月か ら分別収集
	f ダンボール	車両種類 パッカー車 最大積載量 2,250kg 数 量 1台	センター	平成22年1月か ら分別収集
	g プラスチック 製容器包装	車両種類 パッカー車 最大積載量 2,050kg 数 量 2台	センター	平成9年4月か ら分別収集

【中間処理段階】

施設の種別	対象とする容 器包装廃棄物 等の種類	車両等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 現有施設状況
再生施設				
クリスタルプラザ 選別・圧縮等設備	c 白色トレイ	[仕様] 主要機器：減容機 能 力： 80kg／h	センター	平成11年度か ら稼働
	g プラスチック 製容器包装	[仕様] 主要機器：圧縮梱包機 能 力： 1t／h	センター	平成16年度か ら稼働
ストックヤード	a ガラスびん	形状：クリスタルプラザ屋内 ストックヤード 無色びん 20.8㎡ 茶色びん 20.8㎡ その他有色びん 20.8㎡ 形状：伊香クリーンプラザ屋内スト ックヤード 無色びん 16.0㎡ 茶色びん 16.0㎡ その他有色びん 16.0㎡	センター	平成11年度か ら使用
	e 紙パック	形状：屋内ストックヤード 20.8㎡	センター	平成11年度か ら使用
	c 白色トレイ	形状：屋内ストックヤード 48.0㎡ 屋外ストックヤード 190.0㎡	センター	平成11年度か ら使用

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

【湖北広域行政事務センター】

- センター管内全域における住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物を含めた一般廃棄物全般にわたる減量化、リサイクル活動の推進及び収集体制を整備する。
- センターと構成市のごみ収集に関する業務分担に従い、分別の徹底を図る。

※当センターは、令和10年4月稼働を目指し、新施設の整備を進めています。そこで、サーマルリサイクルを推進するために令和10年4月稼働予定の新しい施設の機能に合わせて、現在分別収集している「プラスチック製容器包装」、「発泡スチロール」を資源ごみから外し、熱資源として活用するため「可燃ごみ」とします。ただし、当面はクリスタルプラザで「プラスチック製容器包装」等の現行の適正処理を継続するため、収集・運搬体制は、当面現状どおりとし、令和9年度まで継続するものとします。

【長浜市】

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、市広報「広報ながはま」やホームページなどを通じて分別収集に関する情報提供を行うとともに、自治会・団体等を対象とした行政出前講座を開催することにより、ごみの減量・容器包装廃棄物に対する意識の高揚に努める。

【米原市】

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に推進するため、市民、事業者、行政が各々の責任を明確にし、分別収集体制を維持する。